

18水地環第398号

平成19年1月11日

愛知県環境審議会

会長 森 篤 昭 夫 様

愛知県知事 神 田 真 秋

平成19年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について（諮問）

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第21条第1項の規定により、同法第16条第1項の規定に基づく平成19年度公共用水域及び地下水の水質測定計画（案）について貴審議会の意見を求めます。

担当 環境部水地盤環境課

規制・監視グループ

土壌・地下水グループ

電話 052-954-6221

（規制・監視）

052-954-6225

（土壌・地下水）

説明

公共用水域及び地下水の水質測定計画は、水質汚濁防止法第16条第1項の規定により都道府県知事が作成するものであります。

この測定計画の作成は、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止に関する重要事項となっており、毎年、水質の測定について、測定すべき事項、測定の地点及びその方法その他必要な事項を定めております。

については、本県における、平成19年度公共用水域及び地下水の水質測定計画を別添のとおり作成したいので、貴審議会の意見を伺うものであります。

参考

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）

第16条第1項 都道府県知事は、毎年、国の地方行政機関の長と協議して、当該都道府県の区域に属する公共用水域及び当該区域にある地下水の水質の測定に関する計画（以下「測定計画」という。）を作成するものとする。

第21条第1項 都道府県の区域に属する公共用水域及び当該区域にある地下水の水質の汚濁の防止に関する重要事項については、環境基本法第43条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関が、都道府県知事の諮問に応じ調査審議し、又は都道府県知事に意見を述べるができるものとする。

平成19年1月16日

愛知県環境審議会

水質部会長 藤 江 幸 一 様

愛知県環境審議会

会 長 森 篤 昭 夫

平成19年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について（付託）

平成19年1月11日付け18水地環第398号で知事から諮問のありましたこのことについて、専門的立場からの調査審議を貴部会にお願いします。

担 当 愛知県環境審議会事務局
（愛知県環境部環境政策課
法規・融資・補償グループ）

電 話 052-954-6209(ダイヤルイン)